

## 運輸安全マネジメントへの取り組みについて

株式会社バスウェイは、輸送の安全を確保することが最も重要であることを自覚し、基本的な方針を定めるとともに、下記事項を経営トップから全社員が一丸となって実施をしております。

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声には真摯に耳を傾ける等、現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

### 2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有致します。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

### 3 輸送の安全に関する目標(前年度の目標達成状況と今年度の目標)

- (1) 2020年度の目標達成状況  
お客様のご協力を得ながら、全従業員挙げて「有責事故ゼロ」に取り組んだ結果、目標を達成することができました。  
(参考)2019年度…3件 2018年度…1件

- (2) 2021年度の目標

今年度も「有責事故ゼロ」を目標とします。

### 4 事故統計(自動車事故報告規則第2条の規定によって届け出義務のある事故)

- ① 2020年度 加害事故 0件 (参考)2019年度…0件 2018年度…0件
- ② 2020年度 被害事故 0件 (参考)2019年度…0件 2018年度…0件

### 5 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成すべく、次の通り輸送の安全に関する計画を策定しました。

#### (1) 乗務員研修・教育計画

- ① 冬季期間の安全運行を目指し、冬シーズン前に雪道走行訓練とタイヤチェーン装着訓練を実施します。
- ② 新任運転者、事故惹起運転者について、一定の社内研修を実施します。

#### (2) 管理者教育

- ① 運行管理者1名が、国土交通省認定の講習実施機関による「運行管理者等一般講習」を受講します。
- ② 代表者・安全統括管理者・管理職の資質向上と安全管理意識の共有を図るため、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修に1名参加し、また社内研修を実施します。

#### (3) 事故防止安全対策会議の開催

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示第1676号)」に基づく11項目のテーマを定めた事故防止対策会議を年3回開催し、安全意識の向上を図ります。



#### (4) 全社的取組を行う運動等

全従業員で取り組む運動等を7回実施します。

- ① 春の全国交通安全運動 4月6日(火)～15日(木)
- ② 全国安全週間 7月1日(木)～7日(水)
- ③ 秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～30日(木)
- ④ 全国労働衛生週間 10月1日(金)～7日(木)
- ⑤ 年末年始輸送安全総点検 12月10日(金)～1月10日(月)
- ⑥ 春の火災予防運動 3月1日(火)～7日(月)



#### (5) 飲酒運転の防止

当社は、飲酒運転を未然に防止するため、日頃の乗務員教育の中で指導を徹底すると共に、点呼場には東海電子製高機能アルコールチェッカー「ALC-PRO II」、宿泊点呼には携帯型アルコールチェッカー「ALC-Mobile II」を導入し、乗務員の運行前と運行後に、IC免許認証・顔写真による厳しい飲酒量チェックを実施しています。

今後も厳密な管理と、指導教育を実施して参ります。

#### (6) 車両・設備の点検整備・更新計画

- ① 当社には自社整備工場はありませんが、乗務員による日常点検のほか、関東バス株式会社整備センター様及び東京日野自動車株式会社様、三菱ふそうトラック・バス株式会社(南関東ふそう)様による車検整備・法定点検を完全履行し、また軽整備・修繕なども迅速に対応して戴いております。消耗部品の交換は、国土交通省の「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づいた早めの交換を行うなど、予防整備を心掛けております。
- ② EDSS(ドライバー異常時対応システム)やPCS(衝突被害軽減装置)等を搭載し安全性を更に高めた新車(日野セレガ)を2021年3月に1台導入しました。これにより、2003年式日野セレガR1台を抹消しました。
- ③ ドライブレコーダーとデジタルタコグラフは、現在矢崎製通信型ハイブリッド式「DTG7」を大型車4台に装備し、詳細な運行データを収集して安全教育等に活用しています。2021年度は大型車1両と小型ハイース1両にも取付し、これにより弊社全車両への装着が完了します。収集されるデータ等を有効的に活用し、乗務員への安全教育などを通じて更なる安全性の向上を図ります。

#### 6 輸送の安全に関する予算等の投資額

- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 車両整備    | 5,500千円 |
| ② 無事故手当   | 80千円    |
| ③ MRI脳ドッグ | 10千円    |



#### 7 内部監査の実施について

当社では、安全管理体制の全般について、毎年一回(3月)に安全統括管理者が指名した者による内部監査を実施しております。この内部監査は、当該年度における輸送の安全計画の実施状況を確認し、その結果を、安全統括管理者から経営トップに報告しております。そして、安全管理体制を見直し、その結果を翌年度の計画に活かすことによって、より一層の安全性向上が図られるよう努めております。

#### 8 自然災害対策の強化

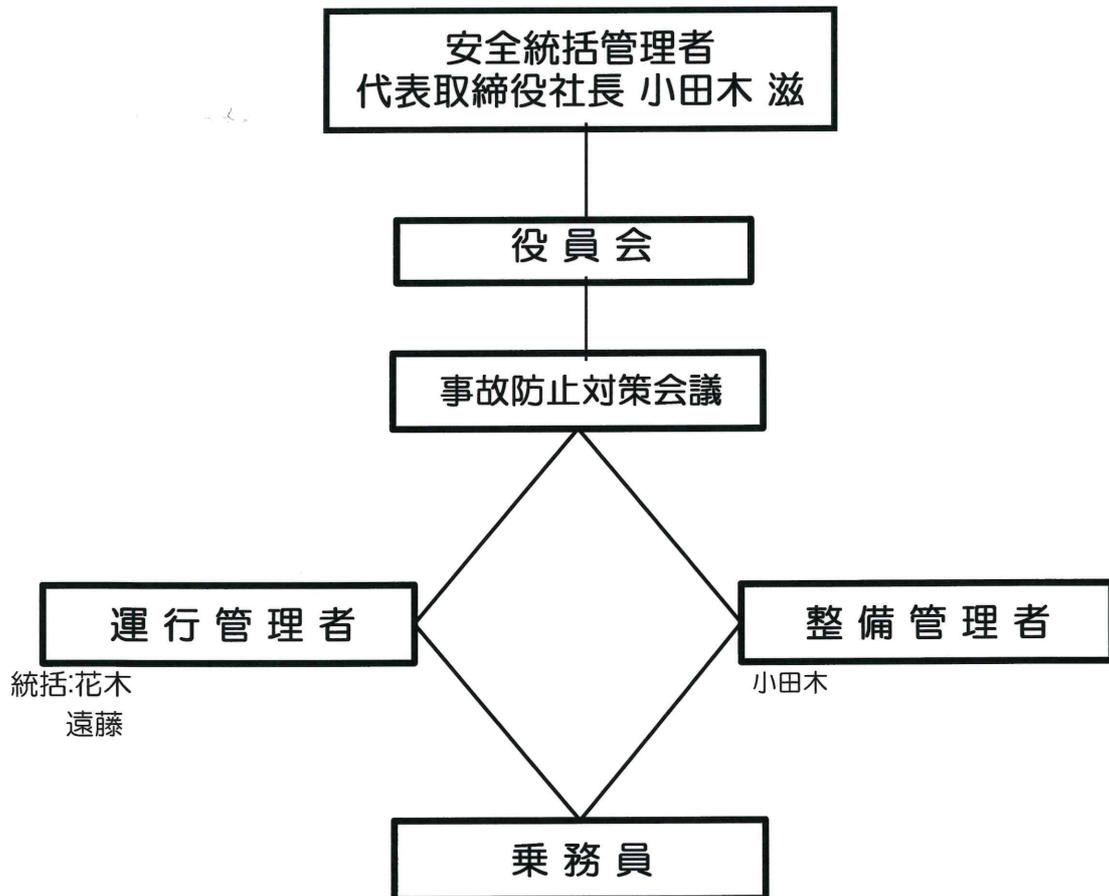
国土交通省が定めた「運輸防災マネジメント指針」に基づき、自然災害の発生に備えます。自治体が作成したハザードマップ等を参考に、本社、営業所等の危険個所の調査を行うと共に、発生時を想定したマニュアルを整備して参ります。また大地震・噴火等大規模災害発生時は、本社・営業所・各車両(乗務員)・役員などと相互に連絡が取れる方策を策定して参ります。

#### 8 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 組織図(下記頁参照) 緊急連絡図(下記頁参照)

#### 9 安全管理規程及び安全統括管理者 安全管理規程(下記頁参照) 安全統括管理者 代表取締役 小田木 滋

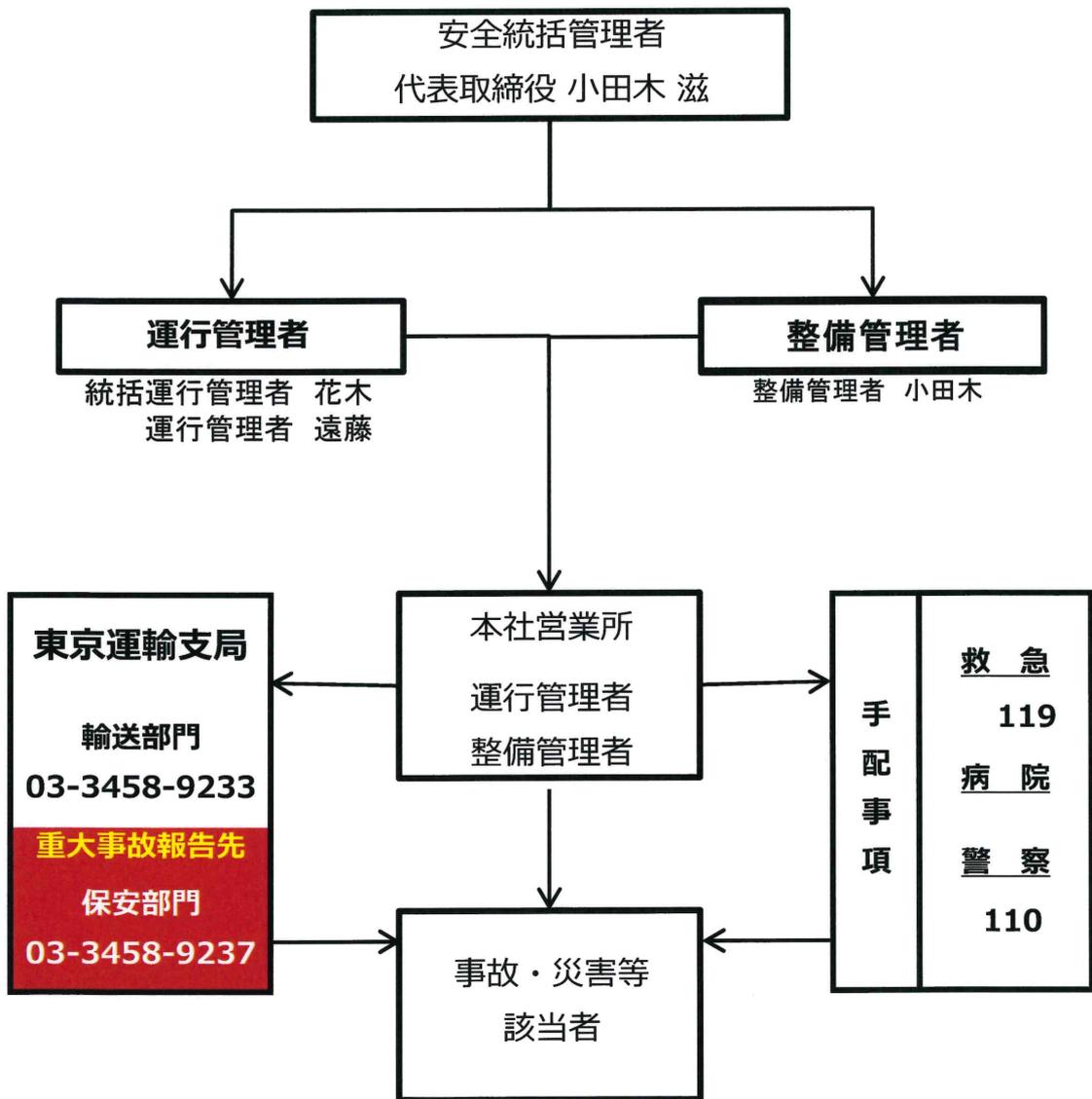


# 株式会社バスウェイ 安全管理組織図



2021年7月16日改訂

# 株式会社バスウェイ 緊急連絡図



2021年7月16日 改訂

# 安全管理規程

平成 20 年 4 月 1 日制定

株式会社バスウェイ

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第 22 条の2及び第2項の規定に基づき、株式会社バスウェイ(以下「当社」という。)の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

四 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 六 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 七 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 八 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
  - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  - 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

#### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十五条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第十六条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十七条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

第5章 付則

この規則は、平成 20 年 4 月1日から施行する。